

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）を迎える中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）まで高齢者人口が増加するとともに、介護・医療ニーズが高くなる85歳以上の人口が急速に増加することが予測されています。

また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯をはじめ、認知症の人の増加も見込まれ、介護・医療ニーズや生活支援ニーズなどが増加・多様化しています。しかし、その一方で、総人口及び現役世代人口は減少傾向にあり、それらのニーズに応え、高齢者を支える人的基盤の確保が依然として大きな課題となっています。

今後は、令和22年（2040年）を見据え、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図っていくことが求められています。

国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年（2023年）5月に、介護保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等の改正を一本化した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の主な改正事項は、「介護情報基盤の整備」をはじめ「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務」「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」「地域包括支援センターの体制整備等」などです。

本市においても、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成29年（2017年）3月策定）に示された方針・取組みなどを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進に取り組んできました。

上記のような国の動向を踏まえ、令和22年（2040年）を見据えつつ、高齢者分野の地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進につなぐことで、地域共生社会を実現していくための計画として、「第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ・期間

1) 法令の根拠

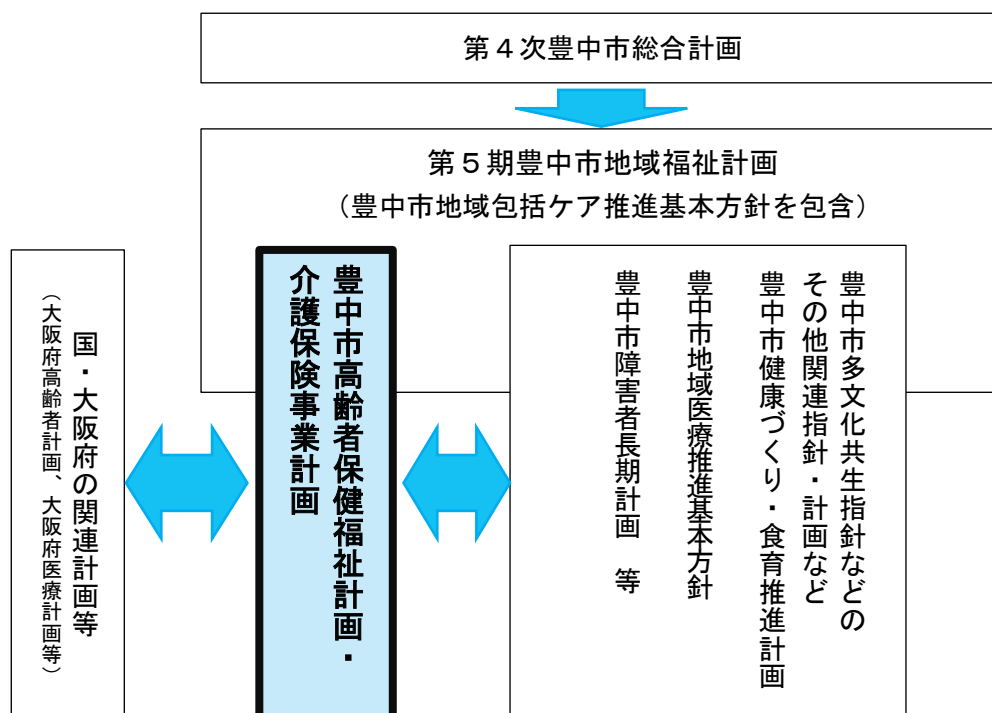
高齢者保健福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づくものであり（保健・医療に関する分野については、「健康増進法」及び、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきます。）介護保険事業計画については、介護保険法第 117 条の規定に基づくもので、これらの計画を一体的に策定するものです。

2) 関連計画との関係

本計画は、「第 4 次豊中市総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉及び介護保険分野の分野別計画として策定するものです。

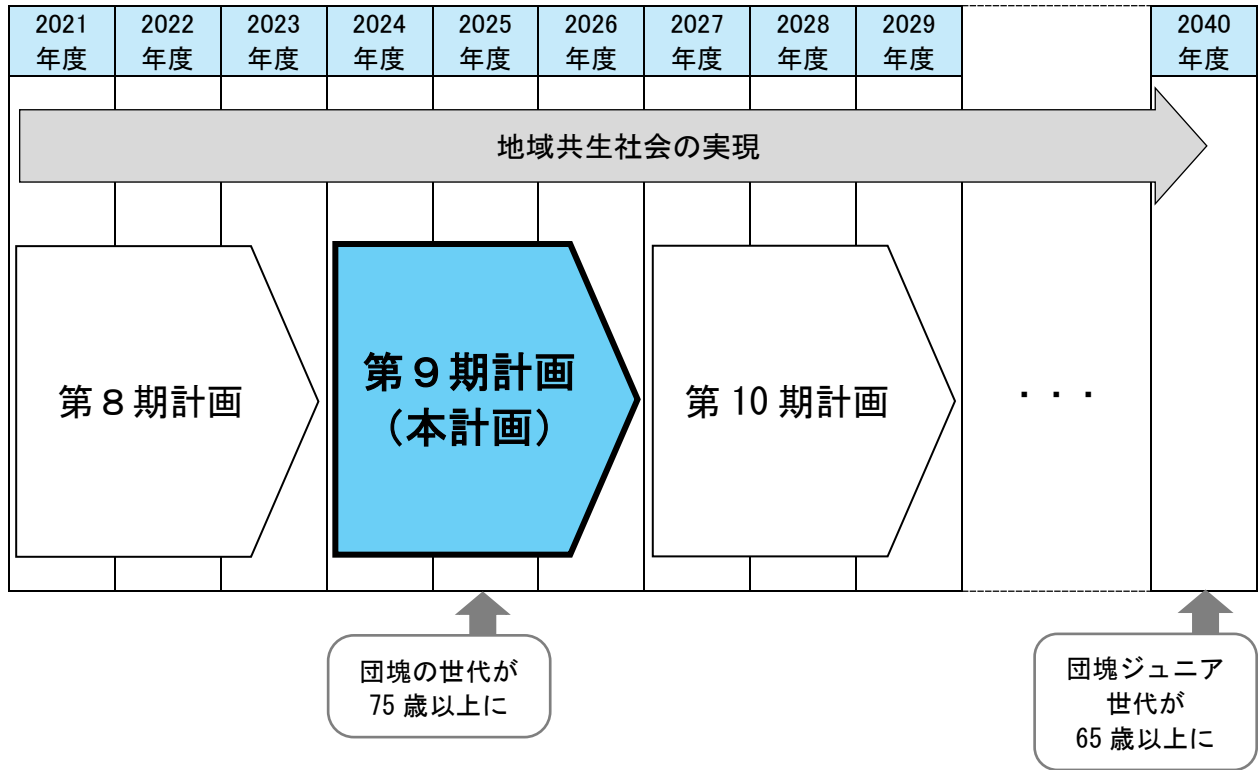
また、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を一体化し、地域共生社会の実現に向けて福祉に関する分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める上位計画である「第 5 期豊中市地域福祉計画」のもと、「豊中市健康づくり・食育推進計画」や「豊中市障害者長期計画」、「豊中市地域医療推進基本方針」などの計画や、住宅施策、教育分野等の関連計画との整合・調和を図ります。

さらに、国及び大阪府の関連計画等とも十分に整合を図ります。



3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年とします。



3. 介護保険制度改革の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年（2023年）5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険に関連する主な改正内容は以下の通りです。

（1）介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施します。

- 被保険者・介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付けします。
- 市町村は当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できるようにします。

（2）介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備します。

- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付けします（職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。）。
- 国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表します。

（3）介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組みを推進します。

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組みが促進されるよう努める旨の規定を新設します。 など

（4）看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めます。

- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化します。 など

（5）地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備します。

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とします。 など

また、国の第9期計画基本指針では、「介護サービス基盤の計画的な整備」や「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」が第9期計画において記載を充実する事項として示されています。

【第9期基本指針（第9期計画において記載を充実する事項）】

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組み
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組みの充実
- 給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組みの推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組み（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組みの推進

4. 日常生活圏域の設定

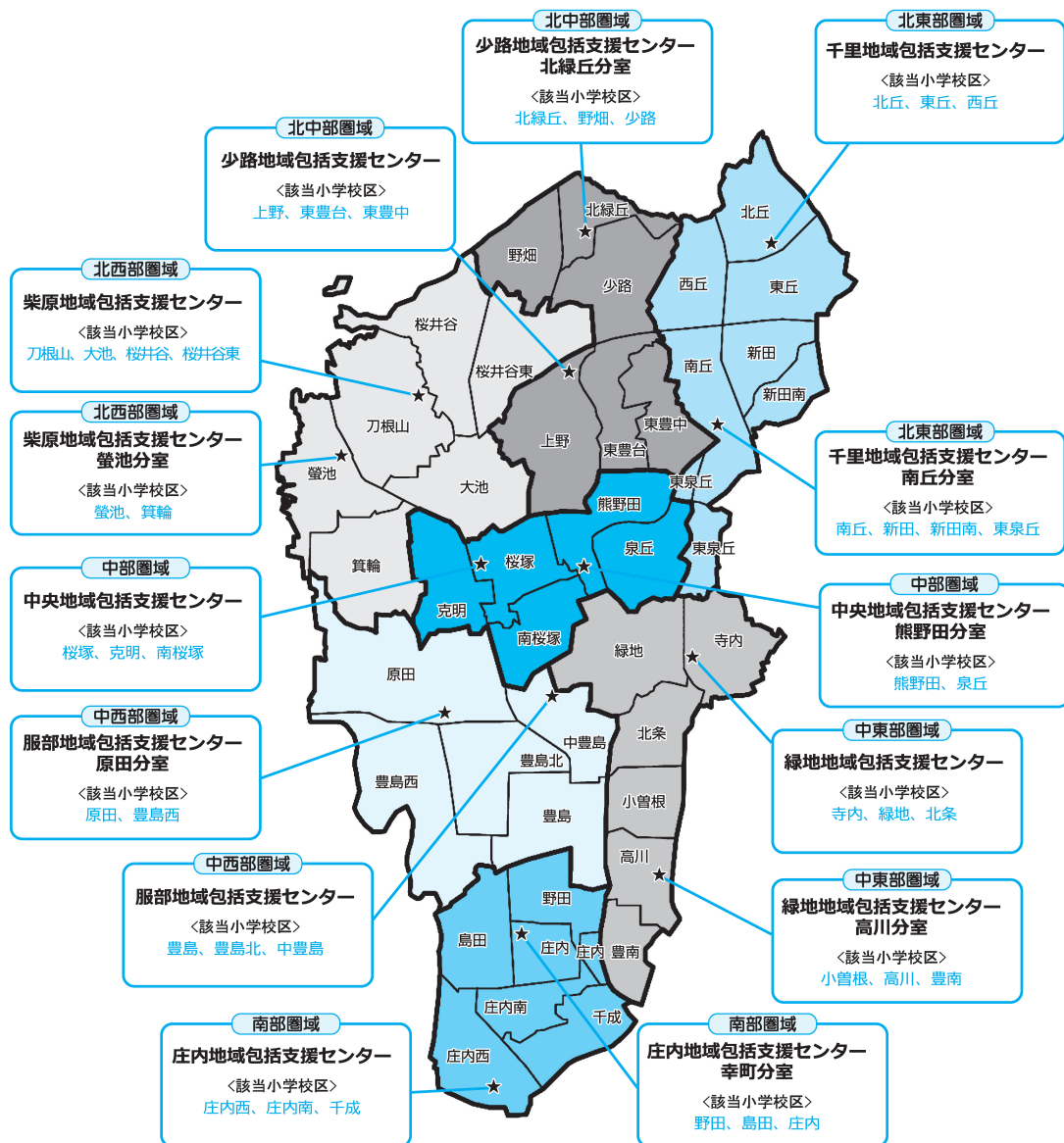
一人ひとりが安心して生活を継続できるよう住み慣れた身近な地域を「日常生活圏域」とし、7つの日常生活圏域を設定します。

本市では兼ねてより、小学校区*単位を基礎として、コミュニティ活動や民生委員活動が展開されてきた地域性があります。

このことから、日常生活圏域の設定にあたっては、地域における歴史や自然、住民の生活形態や地理的条件、人口、交通事情その他、社会的条件さらにはコミュニティなど地域の特性を総合的に勘案して設定し、日常生活圏域ごとに必要なサービス見込み量を定めています。

本市においては、日常生活圏域ごとに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

※本計画における小学校区とは、本市における義務教育学校設立以前の校区とします。



5. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、介護保険事業運営委員会における審議及び庁内の関係課長会議等での協議、各種アンケート・ヒアリングによる現状把握や課題等の検討を進めました。

1) 介護保険事業運営委員会による審議

介護保険事業運営委員会において、学識経験者、保健・医療・福祉などの関係機関、公募による市民（被保険者）、事業者などの参画を得て、計画の内容等についての審議を進めました。

2) 市民アンケート調査

65歳以上の高齢者及び要支援・要介護認定者を対象に、生活状況や介護保険サービスの利用状況、介護者の状況、今後の利用意向等を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

【市民アンケート調査の概要】

調査名	健康とくらしの調査 (高齢者一般調査)	在宅認定者調査 (在宅介護実態調査)	施設入所者調査
調査対象	要支援認定を受けているか、要支援・要介護認定を受けていない豊中市民 6,150人（無作為抽出）	要支援・要介護認定を受け、介護保険施設に入所していない豊中市民 3,498人（無作為抽出）	要介護認定を受け、介護保険施設等に入所している豊中市民 1,596人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和4年（2022年） 11月	令和4年（2022年）11月～12月	
回収数 (有効回収数)	4,304部 (4,239部)	1,659部 (1,610部)	618部 (589部)
回収率 (有効回収率)	70.0% (68.9%)	47.4% (46.0%)	38.7% (36.9%)

3) 関係機関アンケート調査・ヒアリング調査

介護や医療の関係機関・団体等を対象に、実態や抱える課題、また関係機関・団体等からみた地域や高齢者の状況を把握するため、以下のアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

【関係機関アンケート調査の概要】

調査名	ケアマネジャーアンケート調査	訪問看護事業所アンケート調査	在宅療養支援診療所アンケート調査	在宅療養支援歯科診療所アンケート調査	在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局アンケート調査
調査対象	在勤ケアマネジャー（市内の居宅介護支援事業所 160 事業所に配布、各事業所で3名を上限に調査を依頼）	市内の訪問看護事業所：64 事業所	市内の在宅療養支援診療所：86 診療所	市内の在宅療養支援歯科診療所：36 診療所	市内の在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局：166 事業所
調査方法	郵送による配布・回収				
調査期間	令和5年（2023年）1月～2月	令和5年（2023年）4月			
回収数 (有効回収数)	241 部 (241 部)	39 部 (39 部)	48 部 (48 部)	21 部 (21 部)	94 部 (94 部)
回収率 (有効回収率)	—	60.9% (60.9%)	55.8% (55.8%)	58.3% (58.3%)	56.6% (56.6%)

【ヒアリング調査の概要】

調査名	地域包括支援センターヒアリング調査	老人介護者（家族）の会ヒアリング調査	生活支援コーディネーターヒアリング調査
調査概要	第8期計画の基本目標などを踏まえつつ、地域包括支援センターの現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	老人介護者（家族）の会役員を対象に、介護者の現状とともに、介護者が抱える課題・問題点や、その解決策・対応策などを把握	地域における支え合いの体制づくりに向けて、地域住民の意識醸成、地域人材の育成・組織化、地域の課題解決力強化等の課題や問題点を把握
調査日	令和5年（2023年）2月21日～27日	令和5年（2023年）2月1日	令和5年（2023年）3月27日

調査名	事業所ヒアリング調査	ケアマネジャーヒアリング調査
調査概要	地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に向けて、介護保険サービス事業者の現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	ケアマネジャーアンケート調査の結果を踏まえ、結果内容の確認や深掘り、ケアマネジャー自身の状況・意識、サービス利用者やサービス提供状況等について把握
調査日	令和5年（2023年）5月29日	令和5年（2023年）5月19日